

淀川水系流域委員会 第9回琵琶湖部会

議事録（確定版）

日時 平成14年1月24日（木）13：30～17：00

場所 大津プリンスホテル淡海2階

庶務（三菱総合研究所 新田）

大変長らくお待たせいたしました。これより、淀川水系流域委員会第9回琵琶湖部会を始めさせていただきます。

司会を務めさせていただきます庶務の三菱総合研究所関西研究センターの新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入る前に幾つか確認をさせていただきます。

まず、資料の確認です。お手元の資料ですが、まず「議事次第」、水色の用紙の「発言にあたってのお願い」、それから資料1「中間取りまとめに向けた今後の部会の進め方について」、資料2「現状・課題・方向性検討についての説明資料」、これは寺川委員からの提供資料です。委員の方のみカラーコピーとさせて頂いております。一般の傍聴者の方には白黒印刷となっておりますので、カラー資料の閲覧をご希望の方は受付に設置しておりますのでご覧下さい。

資料3-1「琵琶湖部会における今後の検討課題に関するまとめ（案）」、資料3-2「検討課題についての意見整理資料（案）」、資料3-3「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表（案）」、資料4-1「意見聴取のための試行の会概要」、資料4-2「一般意見の聴取、反映方法について」、資料5「会議の運営に関するお知らせ（第6回運営会議より）」、資料6「琵琶湖部会における委員発言に対応する資料」、これは前回第8回琵琶湖部会の委員の質問に対応した河川管理者の方からの付記資料です。参考資料1「第8回琵琶湖部会結果概要」、参考資料2「委員および一般からの意見」、参考資料3「検討スケジュール（案）」です。

それから議事次第には書いておりませんが、「一般からの応募意見集」という水色の小冊子を、資料ナンバーなしでおつけさせて頂いております。

あと、第1回目琵琶湖部会で配布した資料なのですが、分厚いファイルを委員の方お2人に1つ置かせて頂いております。参考にごらんいただければと思います。

本日は一般の方々にもご意見を頂く時間を設けております。「発言にあたってのお願い」を熟読の上、よろしくお願いいたします。

なお、審議の最中につきましては、一般の方々からは発言はご遠慮頂いておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

本日は4時半の終了を予定しております。

それでは、川那部部会長、審議の方をよろしくお願いいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、始めさせていただきます。

議事次第「今後の部会の進め方について」に従いまして、資料1「中間取りまとめに向けた今後の部会の進め方等について」を庶務から、説明して下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

[省略：資料1説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

それでは、資料1「今後の部会の進め方等について」のところでご意見をお願いいたします。

琵琶湖部会は2月にも部会を開催しなければ、4月の中間とりまとめに間に合いそうにないので、委員の方には大変無理をお願いいたしまして、2月19日に部会を1回増やさせて頂きました。それから、先ほども話がありましたが、4月5日の琵琶湖部会で、4月26日に開かれる委員会に提出する「中間とりまとめ素案」を出したいと考えております。

何かこの議題についてご意見ありませんか。

倉田委員 (委員会・琵琶湖部会)

議論に入る時にお伺いしようと思ったのですが、先に聞いてしまいます。それは、資料1の「2. 次回以降の議論の流れ」の1月24日、本日のところです。総論というのがどういう意味かわからないのです。治水の考え方というのが資料1の1枚目に出てきますが、川をどう考えるかという前提をはっきりさせておかないと、治水の考え方がまとまらないと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

資料3-1を見てください。「議論の枠組みイメージ」と、「検討項目(総論)」のうちの「1. 琵琶湖淀川水系の理念・目標」と「2. 社会流域全体の視点」が、前回の部会で終わったことになっています。今回は「3. 整備・計画の視点」から始めることになっていて、できれば、総論と各論の一部分くらいまで入りたいと思っています。

「川をどう考えるか」という倉田委員が今おっしゃったような点を部会で一致させるまで他の議論をはじめないということでは、やっていけないのではないのでしょうか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

部会長、すみません。今回は「1. 琵琶湖淀川水系の理念・目標」の部分が終わったところです。

今日は「2. 社会流域全体の視点」からということになっています。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

そうでしたね。3ページからです、ごめんなさい。

村上委員 (琵琶湖部会)

今後の議論をしていく事柄が、資料3-1に並んでいると考えたらよいわけですね。

中間取りまとめを出すときに、河川整備計画をつくるに当たって、具体的に事業として、こういう事業をしてはどうかというような提案も入れられるのか、お聞きしたいです。つまり河川整備計画で、今までの資料の中では、こういう工事をするということが恐らく事

業として書かれているのだと思いますけども、そうではなく、例えば、この前議論になりました情報共有を進めるためのソフトでの事業もこの河川整備計画の中に入ってくるのかどうかです。もし、そのような内容も入るのであれば、その辺も議論したいと思っているのですが、それをまず前提としてお聞きしておきたいです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

これは「河川管理者」に言って頂くより、私の方から言った方がよいと思います。そのような具体的な事業に関する問題でも河川整備計画に入れるべきであると、この流域委員会或いは部会が判断すれば入れていくべきだと思います。「河川管理者」がそのような具体的な内容は入れないとは、言わないと思いますが、仮にそう言ったとしても、流域委員会として必要だと思えば言うべきものです。その意味で、そういう議論を今日なり、ちょうどその議論をするときに是非言って頂きたいと思います。本日の資料の参考意見にも、特に村上委員から積極的な意見が出ていますから、それを是非お願いしたいと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

もう1点あるのですが、河川整備計画をつくるにあたって、琵琶湖総合開発も含め、これまで行われてきた事業に対する評価をどこかでするということは、次の計画をつくる上で、必要不可欠だと思います。実際そのプロセスが十分できたかということ、私は不十分な気がします。時間的に難しいのかも知れないですが、その辺をもうちょっと深めたいという気がします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

2月に部会を増やしたというのも、そういう時間をできるだけ使いたいという意味ですので、4月5日までにできるだけそれもしていきたいと思います。逆に言うと、総論で大体、「はい、はい」と言えそうなところは、どんどん次へ進んでしまう方がよいのではないのでしょうか。よろしくご協力下さい。

資料1に「別紙2」というのがあります。これは、庶務がきちっと考えて下さったもので、参考にするのに非常に便利だと思います。しかし、先ほどの倉田委員のお話にも関連して言えば、治水の問題をいわゆる治水だけで考えていって、資料1の別紙2最後の「4. 影響と評価」というような形で他のものとただ関連されるというやり方でよいのかどうかには疑問があります。すなわち、治水、利水、環境というものをどう総合的に考えていくかが重要だと思っています。こういう形で庶務が出して下さったことは大変便利だと思いますが、1つの案、1つの考え方であると思って下さい。他にはありませんか。よろしいですか。

それでは議題の2番目へ入りたいと思います。今日は寺川委員から情報提供をして頂きますので、よろしくお願ひします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

- ・ 丹生ダムは近畿地区最大規模の水資源開発計画であるが、その主な役割は、洪水期で治水が23.1%、利水は76.9%、非洪水期では治水が7.0%に対し利水93.0%となっており、治水よりも利水に極めて大きなウエートが占められていることに特徴がある。
- ・ 丹生ダムの貯水池容量の配分のうち、大阪府営水道が33%、緊急水補給が28%を占めている。この「大阪府営水道」と「緊急水補給」の2つの目的に対し、問題があることを指摘したい。

・ 大阪府営水道の“水あまり”について

- ・ 大阪府は平成11年度に水道料金を値上げしたが、その根拠として今後の大阪府の水需要の推移は、200万 m^3 から210万 m^3 前後であり、今後も水需要は伸びないとの予測を示した。
- ・ 実際の大阪府営水道の一日あたりの最大取水量の実績を見てみても、平成6年の渇水時期を除き、200万 m^3 前後で安定している。
- ・ 現在の大阪府の水利権は223万 m^3 で、今年紀ノ川大堰が完成すると225万 m^3 に増加することになる。
- ・ 今後の水需要の増減要因としては、トイレの水洗化、能勢町、豊能町への供給をあわせても7万 m^3 /日程度である。一方、減る要因としては、人口の高齢化および減少、節水機器の普及、節水意識の向上、景気の低迷等が挙げられる。これらの要因をもって総合的に判断すると、今後の大阪府の水需要は、横ばいもしくは微減と予測するほうが妥当であると考えられる。
- ・ 以上のことから、大阪府の水は十分に足りていると言える。
- ・ しかし、大阪府は一方で、水需要の増大を前提に、丹生ダムのほか、大戸川ダム、安威川ダム、紀ノ川大堰、紀伊丹生川ダムの5つの水資源開発に参画し、現在、この5つの開発施設から合計463000 m^3 /日の水利権獲得を計画している。平成13年には新たな予測として水需要が平成22年までに269万 m^3 になるとの予測を発表した。
- ・ ここに、相矛盾した2つの予測が存在する。この問題は、昨年10月2日付の毎日新聞夕刊で大きく取りあげられた。

・ 「緊急水補給」という目的について

- ・ 丹生ダムの緊急水補給の目的としては、異常渇水時に備え、水を放流することで河川環境の悪化を防止するとともに、渇水による地域の生活や社会経済活動への影響を少なくすること(水資源開発公団「丹生ダム」)である。
- ・ しかし、水資源開発公団関西支社がまとめた渇水記録によると、平成6年のBSL-123cmと史上最低の記録的な大渇水においても「時間断水等の大きな影響は生じなかった」という記述がなされており、水資源開発公団自らが、それを認めている。
- ・ また、琵琶湖総合開発後の琵琶湖の補償対策水位はBSL-200cmであり、平成6年の大渇水時よりもさらに水位が77cm下回るような被害が生じて、民生や経済には大きな影響はでない。

- ・ 仮に、丹生ダムの水すべてを琵琶湖に放流したとしても、琵琶湖の水位はわずか6cmしか上がらないため、あまり意味があるとも思えない。
- ・ 以上のことから、丹生ダムの水の利用予定者である大阪府営水道の33%分、緊急水補給分としての28%、この合計61%分については、不要なのではないかと考えられる。丹生ダムの計画そのものは一から見なおすべきである。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

それでは、質問、ご意見等々ありましたらどうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

今の発表に、少し我々の方から補足というか、修正したいところがあります。

基本的に、利水につきましては、先ほど説明がありましたように、淀川水系全体に関わりますので、2月1日の流域委員会でご説明しようと思っております、実際の取水実績も説明する予定にしておりますし、現在全体の水需給計画がどうなっているかも説明させていただきます。かつ、今話題に上がっていましたが大阪府営水道の経過につきましては、実際に大阪府の方から説明をして頂こうと考えておりました、そこで大阪府営水道の計画を十分に見て頂ければよいのではないかなと思っています。

それから、平成6年の渇水という話が出ましたが、琵琶湖につきましては、過去80年のデータがありまして、最も大きな渇水は80年間で見ますと、昭和15年前後にありました。琵琶湖におきましては、過去最も大きな渇水、水位が下がっておりますのは平成6年ですが、琵琶湖総合開発以前の雨、80年間を今の琵琶湖の運用で今の取水実績でどうなるかを計算しますと、昭和14年から16年が最も水位が下がるものでして、全く節水と取水制限とをしなければ、琵琶湖の水位はマイナス2m50cmになるものです。

琵琶湖の利用水位のグラフですが、琵琶湖の利用低水位はマイナス1m50cmで、非常用として使うという部分も含めて、補償水位はマイナス2mにとってあります。壊滅的な被害を与えないという考え方を提示させて頂いておりますから、過去最大の渇水が起きたときに、節水もして、琵琶湖の水位がどこまでいったかということも示しながら、琵琶湖の水位がマイナス2mまで使えるけれども、本当にマイナス2mまですることがよいのか、マイナス1m50cmでおさまるようにし、節水もし、足りない分は何か別の対応を考えるべきなのかということにつきましても、2月1日の流域委員会でご議論して頂ければと考えております。

西野委員（琵琶湖部会）

今のご説明であった昭和14年の渇水は、冬でしたね。平成6年の渇水は夏ですから、夏に渇水になると、冬に渇水になるのでは、水需要がかなり変わってくるのではないかと、もう一つは、夏の場合は琵琶湖からの蒸発量がかなり変わってくると思いま

すが、それについてはこの予測に織り込んでおられるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

取水実績については、冬と夏と違うということを織り込んでおります。また、蒸発散量につきましては、実際の琵琶湖の水位については、琵琶湖が実際に補給した量がありますので、補給した量等を今の取水実績に合わせてやるとどうなるかということです。蒸発散量の気象状況等は当時の状態を、また水需要につきましては、夏と冬と違うということを前提に計算しております。

西野委員（琵琶湖部会）

昭和14年当時と現在とではかなり水需要が変わってきていると思います。下流の水需要の問題ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

下流の方の水需要につきましては、今の水需要を入れております。ですから琵琶湖からどのくらい補給するかということを今の取水実績に合わせています。

西野委員（琵琶湖部会）

昭和14年の水位低下と現在の水需要を組み合わせると2.5m下がるということですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

そういうことです。

西野委員（琵琶湖部会）

はい、わかりました。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

ぼうっとして聞きますと、なるほどな、と感じますが、今、発表の中で治水と利水のウエートの問題ですね、単に貯水池容量の配分ボリュームだけで利水のウエートが高いという話は、ちょっと問題があるかと思しますので、少しご検討頂きたいと思します。

それから、今は利水に重点を置いた発表でしたけれども、これから水資源というのは、多分、川を川らしい姿に維持していくための水需要が出てくることも考えられるわけです。ですから、今ここでそのような結論を導き出すというのは、非常に難しい面があるかと思します。

例えば、琵琶湖に入っている川を見てみますと、渇水期には殆ど水枯れしてしまうわけです。そういう意味で、単に水道用水だけでなく、河川環境を維持するための水も考えないといけない時期に来ているのではないかと思います。ただこの問題は、この流域委員会で検討するには非常に問題が大き過ぎて、検討すべきかどうかちょっと私自身わかり

ません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他にありませんでしょうか。

これだけの利水が必要であることを前提にして、環境なら環境をどう考えるかというのも一つの立場ですが、逆の見方をすることも可能です。つまり、環境をこのように保全することを前提にして、それなら利水をどこまで落とさなければならないかというのも、一つの立場です。どちらがよいかということを行っているわけではなくて、そういうことも含めて、まずは2月1日の流域委員会で、またそれを受けながら、丹生ダムなどについても、琵琶湖部会としても十分に議論をして頂きたいと存じます。

それでは、次の議題に移ってよろしいでしょうか。

3番目の議題、「検討課題（総論の2～4・各論5（治水）等）」へ入らせて頂きたいと思えます。

資料3-1、3ページを見て頂きたいと思えます。

それ以前に、＜議論の枠組みイメージ＞及び＜検討項目（総論）＞の「1.琵琶湖淀川水系の目標・理念」というところについては、一応ざっと前回の部会で検討したということですが、特にこれだけはいっておきたい、というのがありましたらおっしゃって下さい。特になければ、「2.社会・流域全体の視点」へ入らせて頂きたいと思えます。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ずっと話を伺いながら引っかかっていましたのは、川のあり方というのはどういうものなのか、議論がきちんとできているかということ、まだ十分にできてないように私は思っています。川のあり方についてはちらちらと意見は出ているのです。私も出していますが、川那部部会長も同様に意見をかなり出しておられます。しかし完全に詰められていません。そのことが、今の寺川委員の話にも実は関連していて、どうも素直に聞けないところがあるのです。今江頭委員がおっしゃったことも恐らく一緒だろうと思えます。

川というものは、水を全部我々がうまく使わなくて流れて行くままにしておくことも、実は景観だとか、広い意味で言えば、人間に対するいろいろな影響があるはずで、ですから、利水だけ、治水だけで考えるのではなくて、水が全然使われない形で海に流れてもよいわけです。海は水を待っているのです。ですから、水がこれだけあってこれだけ流れたからこれだけは使われているとか、使われてないとかということでは話を締め括ってしまうような話をしたのでは、どうもまずいように思えます。基本は、やはり、どういう川にするかということをも十分踏まえなければならないと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

まさにその通りだと思います。できることなら議論して、ぱっと結論を出したいのです。

しかしこの前のときまでには、意見が一致するところまで詰められなかったのです。詰められていないのではなくて、詰められないのではないのでしょうか。もしそうでなくて、

詰められると思われたら、倉田委員、「これが川だ」ということを積極的に言って下さい。

今、おっしゃったことの1つは非常によくわかります。つまり、川の水を全部使うのが川の意義ではなくて、その小部分だけを利用するのでなければならないというご意見などは、この間からも何度も出ています。昔から「河川維持流量」という考え方もありました。

ですから、今おっしゃったことは大変よくわかるのですが、それ以上にどんなディスカッションをしたら、川とはこうだという意見が一致しそうでしょうか。私も本当はやりたいのです。ですから、何かうまいことをおっしゃって頂いたら、そこへすぐ戻ります。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ちょっと誤解されているような感じもします。

私は別に丹生ダムが、利水だけで問題だと言っているつもりはありません。これまでに環境の問題という面からも発言してきたと思います。ただ、倉田委員のおっしゃるような、川づくりはどうあるべきか、という議論を行うために、それぞれの持っているいろいろなものを出し合って、検証していく必要があると思うので、今の段階としては、個別の問題点に対する意見発表というのも、やむを得ないのではないかなと思っています。皆、思いとしてはそちらの方に向かっているのではないかと理解しています。

井上委員（琵琶湖部会）

今、江頭委員が言われたように、琵琶湖に注ぐ川が100何本あり、私の家の隣にも天川が流れているのですが、殆ど水がありません。私どもが住みはじめたのが25年前で、50年前は一体どうだったのか、それはちょっとわからないのですが、そういう川に水がどんどん流れてくるような状態になれば、湯水がなくなるかもしれないし、逆に、流れ過ぎて洪水になるかもしれません。琵琶湖に注ぐ川の昔の姿がもうちょっとわかれば、何かよい方法が見つかるかもしれないということです。現実には最近殆ど川に水が流れてきていません。ということは、琵琶湖の水が足りなくなるかも知れませんが、逆に川に水が流れて入れば、琵琶湖の水がもっと豊かになるかも知れませんが、琵琶湖に流れ込んでいる川の昔の水量等がわかれば、と思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういう話をして下さる委員の方がいれば大変ありがたいと思います。

西野委員（琵琶湖部会）

今日の寺川委員の話と水野河川調査官の議論というのは、今までの、例えば流域管理の延長にある議論なわけですね。つまり治水と利水でしか議論してないということです。江頭委員やほかの委員の方が言うておられることは、そうではなくて、せっかくこういう新しい流域委員会ができたのですから、もう少し広い観点で議論しましょうということだと思います。

確かに、川那部部会長がおっしゃるように、議論が詰まりません。それも事実だと思います。

ます。恐らく丹生ダムの問題というのは、かなり主要な議題の1つになると思います。できるだけその後の議論でも、ここは終わったというのではなくて、本来、河川はどうあるべきかということをおさま念頭に置きながら、今までのいわゆる治水、利水にとどまらない議論にこれから進んでいくのだという合意だけは得ておいたらどうかと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

1点だけちょっとよろしいですか。先ほど、倉田委員がおっしゃった川のイメージということに対して、1つだけキーワードをあげておきたいと思います。「遊びのある川」ということです。遊びというのは、単に子供が遊ぶという意味の遊ぶではなくて、遊び水とか、河川が動くという意味で遊ぶとか、そういうものを鑑みるというか、そういうことを1つキーワードとしてあげられるかなと思いますので、それだけ申し上げておきます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

西野委員、村上委員の意見は重要なので、その方向で進めさせて頂きたいと思います。

河川審議会は、致命的な被害は困るけれど、川があふれることはある程度まで許容しなければならぬという意見をすでに出しています。この意味するところは川の中だけでは、治水だけを目的にしても、それはできないというオルタナティブ（代替案）であって、他のことを考慮してはじめて出てくるオルタナティブではないということです。

いわゆる利水においても、これだけの水需要があるとどこかがいうときに、それは供給しないと国土交通省が言うことは、或いは難しかったでしょう。しかしその需要が絶対的であるかどうかということは、この委員会は考えることができるはずで、その辺のところも考えなければいけないでしょう。

さて、資料3-1の2ページの上のところに書いてあることについては、前回は特に反対がなかったのですが、ざっとそういうことを川を見つめる基本にして議論することによってよいでしょうか。つまり、水量の変化する自然な流れを治水の基本とする計画。それから、洪水時には水が河川外にあふれる状況もある程度考慮しながら流域の土地利用全体で対応する計画。それから、「もったいない」との考え方のもとで、「ライフスタイル」を変えた上での利水計画。それから、環境保全を中心に「生態系的アプローチ」、これは生物のことだけを考えてやるということではなく、国連の会議で最近使われるような、ばらばらにではなく人間も含めた総体を考えていくものと、ご了解下さい。

そういうことで倉田委員、「川とはどうあるべきか」という全体理念については、積極的なご意見が出るまでとどめておいて、それぞれのことを論議し始めるのを、了解して頂けませんか。もし、それでお許し頂ければ、「2.社会流域全体の視点」へ入らせて頂きたいと存じますが。

小林委員（琵琶湖部会）

今の川那部部会長が言われたのは、あくまで川に水がとうとうと流れているという前提のもとでの議論であって、実際には滋賀県の河川の多くが途中で水が切れてしまっていま

す。そういう川についての議論というのは、別格でというか、或いはレベルのもう少し高いところでおかなければならない。「川とは何か」と言う前に、そのような川は、私は川ではないと思っていますし、少し議論すべきではないかなと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

小林委員がおっしゃいましたように、「川とは何か」と1つの言葉で括れないようないろいろな川が現実には存在します。そのことを十分に考えながらやっていかないと、確かに単純な一般論では話にならないと思います。

そうしましたら「2. 社会・流域全体の視点」というところに入れて頂くとして、「2-1. 地球環境の関係」とあります。私が書いたのですが、直ちにどうすべきだという意見はありません。ただ、これから後、地球の温暖化が起こることは必至のようですので、そういうことは水温なり気温なりが上がるというだけの問題ではなくて、雨の降り方がどう変わってくるかもありますし、冬に雪の量が少なければ雪解け水の量が変わるという問題もあるでしょう。つまり、地球温暖化の傾向の中で少し長い問題として考えておく必要もあるという程度です。何かご意見、情報を持っていらっしゃる方があれば是非教えて頂きたいと思います。

西野委員（琵琶湖部会）

今、川那部部会長がおっしゃられたように、琵琶湖の水温が近年上昇しているということは事実です。それに伴って、琵琶湖の深底部の湖底直上層の低酸素化は、もともと富栄養化の結果として起こっているわけですが、地球温暖化がそれを促進しているのではないかと考えられています。もう1点は、プランクトンで藍藻類の量が近年増えてきているということがありまして、これは温暖化の影響かどうかはわからないわけですが、ちょうど温度の上昇期と藍藻類が特に冬に増えているということとが対応しているので、なんらかの関係があるのではないかとということが指摘されています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

資料3-2の4ページも見て下さい。琵琶湖部会では特に取り上げませんが、淀川部会の方では、例えば海面上昇という問題も考えに入れなければならない問題には違いないと思います。

それで、その4ページには、「地球環境保全のための行動の実践」という「地球環境保全のために、行政・事業者・市民が実践すべき方策を、河川の立場から考えていく必要がある。」と書いてありますが、この辺についての何か意見はありますか。或いは、各論のところでご意見ありますか。

小林委員（琵琶湖部会）

この地球環境の問題、或いはその方向性を河川整備計画の中に入れるのは、しょせん無理な話だと思います。今、西野委員が言われたような問題も河川という問題よりも琵琶湖

琵琶湖の中の水質という問題であって、河川整備計画にそこまで盛り込むことができるかという、不可能ではないかなと思います。ただ、こうした問題が、万が一、水のない河川にさらに輪をかけたような形で川らしくしない川にしてしまうということになるというならば、当然議論すべきだと思います。地球環境は、言葉としてはこの河川整備計画の中にあってもよいと思いますが、ここで改めて議論するほどのことでもないと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

今日は、全体として雨の量が最近少なくなっている傾向もあるという話も出ています。要は、何か実際に起こっていくと仮定するとき、今まで想定している治水安全度の確率等がそこに効いてなくなってくると思いますけれども、つまりそういう雨の減少ということがもう少し年月を経て起こっていきそうだとわかった場合にどうするかということ、考えておく必要があるということだと思います。起こり得る可能性が高くなっているということに対して、どういう対処をあらかじめしておくかということ準備しておく必要があると思います。

小林委員（琵琶湖部会）

この話は突き詰めれば何の根拠もない話です。滋賀県の中でも実際にデータとして出ていないので何とも言えません。例えば、私は、昨年、1年ほど鈴鹿のふもとにある多賀の大君ヶ畑という集落で生活をしていました。彦根には毎日出てくるわけですが、雨の量は、実際に降っている量と観測データでは倍以上違うように感じました。そのようなデータが、実際に多賀の方が彦根よりも多いという形では出ていないわけです。滋賀県彦根近辺、或いは多賀を含めて公になっているデータというのは、彦根の気象台のデータしかないわけです。ですから、地球の温暖化という問題をもって滋賀県の降雨量が多いとか少ないとか、今ここでどうなるかとか言うべき話でもないと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私は心配しすぎかも知れませんが、例えば現在予想されている地球の温暖化よりは小さな規模ながら、1万年前には氷期がありました。その時には琵琶湖は、余呉湖と同じように年2回成層していたのは事実です。年2回成層する場合と1回成層する場合で春の栄養塩の循環がどうなっていたかもおおよそは解っています。地球全体としての動きとの対応は、「いろいろ見直しをしながら今後起こりうる問題を考えていかなければならない」見直し項目の1つにする、という程度の表現でとめさせて頂いてよろしいでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

全く関係ないとは言えないわけで、具体的には先ほど西野委員がおっしゃったような変化とか、或いは最近の降雪量の問題とか、素人が見ても、やはり地球がおかしくなってきたのではないかとわかるわけです。それは地球サミット等でも議論されてきて、ただ日本だけの問題ではなく、広い意味で我々がそういう視点を持って考えていくということは非

常に大事なことだと思います。具体的なところをどこまで詰められるかということは別にしても、テーマとしては是非入れておいて頂きたいと思います。

小林委員（琵琶湖部会）

今の降雪量の問題ですが、具体的に降雪量が少ないから温暖化によって雨量が少ないという結論にはなりません。年降雨量で見れば雨は多いわけですから、降雨量の経年変化としてみれば、それほど変わっていないわけです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私は断定しているわけではなく、そういう雨量の変化が地球上のいろいろなところで起こっているということを言っているのです。

小林委員（琵琶湖部会）

ですから、最初に言ったように、あまりこのところを細かく目くじらを立ててまで議論をする必要はないのではないかと一言しておきます。

村上委員（琵琶湖部会）

もう1つ、淀川流域での水資源がどうなるかという問題もあるのですが、世界的に今、水資源が枯渇していると言われていています。来年、水フォーラムがこの近くで行われますが、私もこの辺はちょっと勉強が不十分ですが、今後の水の自由化等が起こっていくという経済的なことも含めて見ておく、それを意識に入れておく必要があると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今の議論はこのあたりで止めさせて頂きたいと存じます。

次の検討項目である「2-2.社会環境」に関する問題についてのところでご意見を伺いたいと思います。

この部会には法律関係の専門家はいらっしゃらないのですが、淀川部会では部会長が法律家なので、法整備の問題についての議論が出ました。

また今朝の新聞には、琵琶湖の適正利用に関する委員会が規制を決める話が出ていましたが、多くの新聞論調は、「琵琶湖は、本来誰でも好き勝手に使ってよいものだが、水質の悪化がここまで来れば、法律的規制もやむを得ない」という立場のように見えました。しかし、「誰でも勝手に使ってよい」ものかどうか、議論になるところだと思います。こういう点についても、何かご意見がありますでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今朝の新聞は拝見しましたが、それ以前に、海もそうですが世界的に、人間が使う水の価値がだんだん広く認められ始めているのです。そのためにどうするかというので、世界中でいろいろな規制を始めています。ただ、200カイリ規制みたいなものではなく、国内

の整備が他の生活産業との関わりが深いため、水に関しては法整備ができないで困っているのが実態です。それで、しょうがないから地方自治体が部分的に制限するような措置をやってきたのですが、それがどこまで重なってくるかをにらみながら、国全体としての法整備をしようというのが本音のようです。ですから、今後は、我々も積極的に川について、湖についての法のあり方について意見を出していかなざるを得ないような時代に来ていることを、我々は認識しなければならぬと思いますね。

仁連委員（琵琶湖部会）

多分、これから21世紀、22世紀の人間の生存ということを考えると、一番大事なのは、健全な水の循環と生態系を維持するということだと思います。それによって人間は生かされているわけです。

現在のいわゆる水に関する法というのは、結局、河川だとか水面の管理ということに限られているわけですが、水の循環というのはそういう河川や水面に出てくる前に、雨として地表に降るわけですね。地表というのはそれぞれ個人の財産である土地の上に降って、それぞれの個人が自由に土地の表面を改変しています。本当に水循環を考えるならば、河川だけではなく、土地の表面の利用も考えないと駄目だと思います。そうすると、法体系自身も、河川の枠の中だけでなく、流域全体、或いは土地利用に対する規制ということも含めた法体系を考えていかないと、健全な水循環は守れないと思います。河川だけを考えたのでは無理な段階に来ているのだと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

仁連委員は法律も大変お詳しいことを忘れて、失礼しました。今、大変重要なところを指摘して頂きました。本当に水循環を考えるとすれば、川だけでなく、雨自身もどう扱うかというような議論もあると思います。こういう点も考える必要がある、ということによるのでしょうか。

ところで次は「2-2. 地域社会」ですが、前の部会で今日欠席の嘉田委員から、それぞれの地域社会、滋賀県、或いは琵琶湖・淀川水系全体の地域社会のあり方を具体的に考えなければいけないとの議論がありました。それ以上は、必要とあらば次に改めて議論するというので、よろしいですか。

それでは次は「2-3. ライフスタイル」という項目です。三田村委員の意見が出ていますが、何か話して下さいませんか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

どういふつもりで書き記したのが忘れてしまったのですが、川那部部会長が書いていらっしゃるのと、同じですね。これは私の推測ですが、右肩上がりの経済システムが変わってきて、近い将来いわゆる西洋型の経済システムは破綻を招くのではないかと思います。その場合、ライフスタイルが変わってくると思います。私たちは、利水や環境に対する目標を、どのような視点で捉えなければならぬのか考えておく必要があるということだっ

たと思います。

そういう意味では、川那部部会長が書いてらっしゃるように、整備する必要がない状況にできた事業もあるのではないかと、考えていく必要があると思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

三田村委員は、「そういうことを一応注意して記しておく」というので、よろしいというお考えのようですね。他の方は、いかがですか。

世界湖沼会議のときに、琵琶湖におけるCODと全窒素と全リンの流入について、その実際値と許容量とを比較計算すると、リンはともかく、CODと窒素については、降った雨を何日間か全部貯留し、農地は全部循環灌漑にするというようなことを実行しても、許容量を超えてしまう。「人間が1人もいないという状況を作れば、許容量以下になるが」という計算結果でした。単純な仮定ですからこの数値がどこまで厳密なものかには問題がありますが、「従来のやり方を少し修正するという程度では絶対に不可能であることだけは確かだ」というように、私は聞きました。

そういう意味では、これまでとは違ったライフスタイルでないといけないということですね。例えば、「あるものは全部使ってしまったらいい」という考え方は、もう無理です。

小林委員（琵琶湖部会）

三田村委員と川那部部会長の2人にお聞きしたいのですが、このライフスタイルというのは何をどのように考えておられるのでしょうか。つまり、三田村委員は、「生活空間の環境をどのように考えるか」ということについて、空間に対するライフスタイルというのは何を言わんとしているのか、或いはどのようなライフスタイルを残すか、どのように考えておられるのか。川那部部会長の場合は、「21世紀のライフスタイル」とは、川に対して何をライフスタイルとして考えているのかお聞きしたいと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

そんな丁寧な言葉は使っておりませんし、私がこういう表現をしたかどうかは記憶にありません。次の4ページにも、本当に私がこんなことを書いたのか、なんて思う文章もありますし、あまり責任が持てないので申し訳ないのですが、ただ私たちの生活の中で、例えば節電、節水するだとか、そういう意味でのライフスタイルだとお考え下さったらよいと思います。

小林委員（琵琶湖部会）

すると、改めて「生活空間の環境」ということではない、単なる「環境」ということで考えさせて頂いたらよいのですね。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

そうですね。あまり難しくはないですね。

小林委員 (琵琶湖部会)

いや、文章が難しいです。

江頭部会長代理 (委員会・琵琶湖部会)

ちゃんと覚えていませんが、多分、水環境に対する我々人間活動のインパクトをいかに小さくするか、そういう生き方という意味だと思います。

小林委員 (琵琶湖部会)

概ねわかってはいたのですが、どちらかという水質のようなところ、或いは空間といっても生物の生息するようなことを考えておられるのではないかとは思ったので、改めてお聞きしました。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

小林委員がいらっしゃらなかったところでしたが、親委員会では全く個人的な意見を申しました。例えば人やものの都市集中は、やはり尋常ではありません。幸いにも日本の人口は減少することになっています。とくに都市人口は絶対に減らさなければならないと思っています。例えば、東京の人口がどんどん増え、水がないなら日本中の水をみなそこへ持っていったらよいというような方向はおかしい。それこそが、公害や環境問題を起こしている元凶的な考えです。そう、委員会では申しました。

つまり、人間も生物の一種ですから、それぞれの場所に住める数には限界があります。水を持ってくることは比較的簡単でも、使った水を元通りの質に戻して、元の場所へ戻すなんていうのはまず不可能です。

仁連委員 (琵琶湖部会)

私はライフスタイルについては何も発言してなかったのですが、非常に重要だと思います。というのは、今まで水の問題というのは、人間にとって基本的なニーズを満たす衛生的な水を供給するという事として扱われ、今の水管理の体制ができたのだと思います。世界ではまだ衛生的な水準が満たされていない地域もありますけども、日本は大抵のところ、衛生的な水の供給はできてきたと思います。

衛生的な水の供給を考える場合、全ての国民にとってのナショナルミニマムとして供給する、非常に水を手に入れにくいところでも、水が豊富なところでも、衛生的に水が供給できるという仕組みを作っていくことが国の責務であると考え、進めてきたと思います。いわゆる水道関係の法律も、そういう前提でつくられています。

大都市の国民1人あたりの水消費量というのは現在、1日400リットルくらい使うようになっています。1人1日80リットルくらいの水があれば、衛生的な生活を保障できるのですが、今はその5倍くらい水を使っています。そうすると、ナショナルミニマムを保障するという形で水を供給するという体制を続けていく必要はないと思います。それを無理

に行えば、自然破壊などいろいろな問題が起こってくるわけです。水を供給することは、タダではありませんから、環境にも負担をかけます。

供給コストと関係なく需要を満たしていくのではなく、供給コストに応じた需要マネジメントが必要になってくると思います。何リットル以上がそうであるのかわかりませんが、今の段階になると、水の供給が非常に厳しいところは水の値段をどんと高くしてもよいと思います。それでも必要である場合のみ、水資源を開発していくという仕組みにしないと駄目で、そのためにはもう少し狭益的なレベルで需要と供給を合わせた方がよいかなと思います。

こういう考え方は、恐らくこれまで日本の水の行政にはなかったと思います。そうすることによって初めて、ライフスタイルと水を使うということがつながってくると思います。そこが繋がらなくては、例えば先ほど寺川委員のお話にあった大阪府営水道の水供給も、大阪の人が、水を供給するのにどれだけ大変なことがその背景であるのかということは、実感としてはなかなかわからないと思いますよね。やはりその辺がわかるような仕組みが必要になってくると思います。

井上委員（琵琶湖部会）

今、言ってよいかちょっとわからないですが、丹生ダムの、1,100億円を使って整備するというのは、必要ですからやるのですが、水位を6cmプラスさせる方法として、ダム以外に半分の金額でできる方法があるとか、そういう方法は他に何も無いわけでしょうか。というのは、経済値として、1,100億円の金があるということになれば、その半分のお金で干上がっている川がもうちょっといつも水が豊かになるような川づくりに金も使えて、なおかつそういう形で夏でも少しずつ水が流れてくるのでしたら、琵琶湖の水は少しずつ豊かになります。国もお金がないですから、そういうことに金を使うという形で、1,100億円のうち半分でやる方法を何か考えるとか、そんなことも思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

水が少ないときだけ「節水を」と言い、それ以外のときは「たくさん使え」という、そういう仕組みが問題です。そもそも水の余っている状態というのは、洪水時にはいちおう別として、本来存在しないはずで、大幅な節水がいつも必要であり、それは電気でも同じでしょう。

すみません。以上は部会長席を離れて申すべきことでした。個人の意見としてお聞き取り下さい。

井上委員（琵琶湖部会）

志賀町は比良の山がありますから、かなり水が湧いています。水泳場、近江舞子や松の浦へ行けばいつもきれいな水がありますが、あの辺の水は、湧き出したらすぐ70mくらい下に落ちているのですよ。非常に多く湧いていますし、あの水がどのくらいあるのか、私はわからないのですが、そこへため込んでおいて、自動的に出せるような自然環境ができ

ればよいなと考えています。

小林委員（琵琶湖部会）

先ほど仁連委員がおっしゃったライフスタイルについては、私も大きく変革していくべきと思いますが、ただ現在のライフスタイルはやむにやまれずできた部分があります。例えば、下水の問題です。本来は、下水をつくらなくても、自分で昔のライフスタイルでなんとかやっていけるとい人も、多分滋賀県内にいたと思います。しかし、琵琶湖の水質なり河川の水質を考えた上で、どうしても下水道の施設に参加していかなければならない。この場合のライフスタイルというのは、特に河川に関してどういうライフスタイルがより適切なのか、どういう方向性に持っていったらよいのかという風に絞ってもらわないと、ライフスタイル全体で物を言うと、意味が広がり過ぎるのではないかと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

すこし厳しい言い方をしますと、資料3-1の3ページに書いてあることに関して、仁連委員がおっしゃったように、例えば丹生ダムが本来必要でないとしたら、国の行政を司っていらっしゃる国土交通省の人は、本当は日本の国民のライフスタイルを正常な形に直すことができるかも知れません。要するに、バイキングと同じように、食べる、食べると言って資源を駄目にしているのかも知れないです。そういう意味では、水の使用の限界ぎりぎりのラインはここのだよという具合に国民に示して下さった方がよい行政だと思います。

仁連委員（琵琶湖部会）

丹生ダムのことですが、今、大阪府営水道は、府下に上水を供給しなければならない責任を負わされているのです。しかし、先々にはいろいろな不安定要因があるわけです。今、水需要は増えていませんが、町や市が持っている自己水源が将来使えなくなる可能性があるという不安定要因があります。そうすると、やはり水源を確保していかなければならない。そういうことは、責任を持っている行政の立場としてあたり前だと思います。ダムをつくと非常に時間がかかりますから、事前に先のことを見越してやっていくというのは、当然だと思います。

例えば市の水道局が開き直って、「1人80リットル以上は配る義務はないよ」と言い出すと、そこは変わってくると思いますが、電気も水道もガスも安定して供給する責任を負わされているわけです。そういう法的な枠組みの上で仕事をしている以上、それを供給する義務があるし、やはり先を見て開発していく責任が出てくるし、そうすると身近な水源で足りなくなるため、大規模な水源の開発という方向に行くのはあたり前のことだと思います。

ですから、一番大事なのは、個々の家庭だとか、少し小さいレベルで、水に困ったときに代替的な方法を作るとか、そこを考えていかない限り、ダムの開発を進めざるをえないと思います。自然破壊等の問題もちろんです、それぞれが責任を果たすためには

仕方ないことだと思いますけど、どうなのでしょう。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今、仁連委員がおっしゃった通りだと私も思います。今考えているのは10年、20年、30年先にどういう川づくりをしていくかということだと思います。先ほどからずっと議論に出ていますように、その川をどのように洪水から守るかとか、或いは水需要に応えるかというだけではなくて、広い意味での私たちの生活そのものを見直しながら、今、下水道の問題も出ていましたが、本当に下水道がベストな下水処理かという問題もありますし、例えば水がなくなったときに皆ある程度は辛抱しながら暮らしていく、昔はそうしていたわけですから、そういうライフスタイルを考える必要があると思います。とにかくこれまでのように、行政に言えば何とかしてくれるというのではなくて、それぞれがある程度、忍耐強く生活できるようなスタイルも当然考えていくべきで、そういったものと並行して水問題を考える必要があると思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ライフスタイルもまた、従来のやり方の延長線上でなく、全く新しいことを考えて、それに従って川なり何なりを考えることが必要だということは、一致したと考えてよろしいでしょうか。

時間が経っていますので、「2-4.河川に対する意識」、「2-5.流域管理」、「2-6.水環境・物質循環」の3つは一緒にして、ご意見を承りたいと思います。

西野委員（琵琶湖部会）

先ほどの議論とも関連するのですが、湯水にならない限りは下流の大阪の人は水が足りないということを殆ど認識していないというか、できていないわけです。湯水が過ぎると、皆、忘れてしまうわけです。では、湯水のとときにどうしているかといったら、生活するだけなら80リットルで十分なのに、実際には、ジャーと蛇口をひねりっ放しで庭木に水をまいているとか、そういうことが現実にあるわけで、水の重要性が十分理解できていないと思います。

ライフスタイルというものをここで議論してもあまり意味がなく、もちろん言及するということは大変重要ですけども、水を使っている人たちに水が貴重なのだという情報を伝えていかないと、幾ら河川に対する意識だとか言っても、実感がないのです。その実感というのは何かといったら、水道というか、自分たちが毎日使っている水はどこから来ているのかとか、そういうことというのがすごく重要になってくると思います。平たくいえば啓発という話になるのですが、ライフスタイルを考え直すとか、個々人の意識の問題になると、どうしても情報提供、水の重要性或いは自分たちの身近な川というものが自分たちの生活と直結しているのだということを一般の人々に知ってもらうような努力をもうちょっとやっていく必要があるのではないかと思います。

具体的な方法ではないですが、私も幾つかの河川の活動についての話を伺う機会があり

まして、今の話とは少し違うのですけれども、身近な川を守ろうというので、近くに住んでおられる方がいろいろ活動をしておられます。それは非常によいことではあるのですが、河川環境の整備といった時に、誰でもすぐ川に下りていけるような構造にしてくれという要望がすぐ出てくるということです。ところが、自然環境を保全するためには、実は人が入れない場所を作らないと生物の多様性が守れないということが、なかなか一般の方には理解してもらえないというのをいつも思います。

環境保全に関する活動をしている団体は各地にできているわけですし、例えばそれぞれ河川を管理している主体があるわけですし、そういう行政が、機会があったときにそういうことを伝えていくということをやっていくしかないのではないかと思います。その元締めが国土交通省なわけですから、是非働きかけて頂けたらありがたいと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今の西野委員のお話は、若干混乱があると思います。ライフスタイルの話の延長ですから仕方ないのですが、今のお話は水の問題です。ところが、資料3-2の2-4で言っているのは、水を含めているのですが、川の話です。ですから、ちょっと話がずれると思います。何度も川那部部会長がおっしゃっているわけですが、将来にむけてどういう川のあり方がよいのか、これから立てる計画の中へ意見を反映するにはどうしたらよいのか、その辺の基本的なところを問題にするべきではないかと思います。

極端に言うと、これまでの工事は、大体ストレートな水路をつくって、外に漏らさない、あふれ出さない、というような形のものを川と称しています。しかし、私はそれを川と見ない、むしろ水路だと思っています。川というものは、多様な生物もいるし、人間との関わりも密接にあって、今おっしゃったように川へ下りていくことも含めて、人間の関わりが十分あるような流れが川だと思っているわけです。ですから、水路みたいにしてしまえば、極端に言ったらパイプですから、人間との関わりがどんどん切られてしまいます。そういう水の流し方、流れ方についての話が実は川のあり方の話であって、その時には水の問題は含めているがもっと違うのではないかと思います。ここで言っている、河川に対する意識というのはそういうことだと思いますよ。

西野委員（琵琶湖部会）

確かに水需要の話とは少し違うかも知れないのですが、後でお話したことというのは、今いろいろな河川で、自然を人に親しみやすい河川にしようとか、或いはできるだけ自然や生態系に配慮したような河川改修のあり方があちこちで議論されているわけです。その中で、3面張りはよくないという住民の意見はしばしば聞かれるのですが、そこで出てくる多くの意見で、川に親しむために、ということで、「入りやすい道をつくって欲しい」とか、「階段をつくって欲しい」とか、「水に近づけるような構造にして欲しい」とか言われるのです。確かに、関心を持って頂くという意味では、住民の人が川と親しみやすくするということは非常に重要なことですが、それだけでは不十分で、やはり自然環境に配慮するためには人が入らない場所もつくる必要があるという意味です。

村上委員 (琵琶湖部会)

川に対する認識が薄くなっているということに対してですが、たしか琵琶湖工事事務所の職員の方だったと思いますけども、この前個人的にお話をしたときに、地元の小学校の方に行って授業をされているという話を聞きました。つまり、今仕事で感じておられることを全てお話しされていると思います。工事事務所など現場にいらっしゃる方は、単に、川がきれいとか、怖いだけではなく、川というものを全体として捉えていらっしゃると思うので、現場の方が学校等に行って子供たちにお話をして下さるというのは、すごく大事なことだと思っています。学校の方でも、割と環境学習をするときに水から入られるところが多いと思うので、そういうところに、現場で仕事をされている方に出てきて頂くのは非常に大事だなと思っています。

それと、小学校の蛇口には「節水」というシールが貼ってあります。ところが、生徒たちは何故節水をしなくてはいけないのかがよくわからず、水はたくさんあると思って使っていたわけです。その辺をきちっと話してくれる人というのが、学校の先生では不十分なのかなという気もしますので、学者の方も含めて行って話をして頂くということが非常に大事であると思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

他にはいかがでしょうか。3項目を一緒に議論しようとしたのがまずかったのかなと思って、私、どういう進捗がよいか、だんだんわからなくなってきました。

そこで、皆さまにこのようにお尋ねします。総論を今までどおり、1つずつやっていくやり方がよろしいでしょうか。それとも総論部分はある程度でまとめて、早く各論に入るのがよろしいでしょうか。

小林委員 (琵琶湖部会)

ここでまとめるのはかえってよくないと思います。いろいろの意見があるでしょうし。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

小林委員の意見にうなづいていらっしゃる方が多いようです。総論のところは時間がかかってよろしいですか。

特に反対がないようですから、しばらくそのやり方で続けさせていただきます。

今の西野委員、倉田委員、村上委員のご意見は、大変重要だと思います。私は個人的には、できるだけ法律等で決めるということをしたくないですが、それでも、ある場合には仕方がないのかなと時々思わないこともないので、例えば、仁連委員がおっしゃったように、生活に必要な上水は1日1人あたりこれだけで、それ以上のものは中水道にしてしまう、そういう方法もありますね。日本列島の中でも、水や電気の、もっと制限されている条件のもとで暮らしていらっしゃる方はかなりたくさんおられるわけですから。

ちょっと変なことを言いますが、教育、或いは啓蒙する内容のかなりの部分は、もう一

致しているのでしょうか。或いは、それを決めてしまうことについては、皆さまのよう
にお考えでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

質問です。いろいろな文学だとか今のドラマでも、川という場所を使って人間の情緒だ
とか、苦しんで「もう死のうか」と思うような人が川にしばらくいるというシーンがあり
ます。そうすると、これではいけないと、意識がもとへ戻っていくのです。気持ちの中
に滞っていたものをみんな流してしまうような話というのが随分出てくるわけです。そう
いう川の効用というのは、こういう場では殆ど議論されていません。河川工学だとか、川
の管理をどうするかというときには全く抜けてしまいます。ことごとく定量的に捉えられ
る問題ばかりを拾い上げてしまうと、そういう量で捉え方ができない面というのは抜け落ち
ることがよくあるのです。ですから、その辺も含めて、川に対する意識という話の中で一
応触れておく必要がないのかなという気がするのです。多くの方は、川に対するイメージ
というのは、水路ではなくて、川というのは河原があって、水が流れているというイメ
ージがあって、それが人間の生活にかなり強いインパクトを持っているはずですね。それを
どういう形で捉えられるかはわかりませんが、その辺は大事ではないかという気が
します。落とさないようにして頂きたいと思います。

それから先ほど話題になったことでもう1点申し上げますと、私はちょっと説明できな
かったのですが、京都の川の漁業をやっている方の話では、淀川の水の管理がうまくいっ
ているのだから文句は言えないけど、昔はもっと魚がよく上がってきたのだとおっし
やっていました。今は水が減ってきているから魚が上がってこないのだと、こういうこと
を随分私は耳にしているのです。そこでは、どれだけ水量が増えたのかというのは一言も
ないのです。ただ、以前に比べて水が一定になって、減ってきているということです。従
って、魚が上がってこないのはしょうがないのだということです。そういうことはここへ
出せる話ではないのだけでも、一般の川に接している一部の人はそういう見方をしている
わけですね。それから、ごみが溜まることもよく言われるのですが、水の流れが一定にな
って一気に流れたり、緩急があったりすると、ごみもなくなると言っています。或いは、
草が生えなくて済むのだけだなあという話をよくされます。川の捉え方から言うと、量的
な説明ができないようなことでも捉えて、意見を出しておく必要があるのではないかと
いうことです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その通りだと思います。最近「河川管理者」も量ではなくて質の問題をある程度は考
えているようです。ただそれを、どう表現したらよいかについて、残念ながら私には成算
がありません。従って、多くの方が川を質的なものとして認識している、それを、ちょっ
とでも積極的に表現する方法を是非考えて頂きたいのです。

西野委員（琵琶湖部会）

今の倉田委員の話と関連するのですが、一般の人が河川に対してどういうイメージを抱いているかというのは、多分今の40代以上の人とそれ以下の人では全然感覚が違っていると思います。昔の人は子供時代に川で泳いだり、遊んだりしたことがあるわけです。ところが、最近の人は、川で溺れたら危ないので入るなと言われるから、入った経験がないわけですよ。それで、環境教育で川に入った経験はあるかも知れないけど、日常生活と河川環境は、切り離されているのです。先ほど倉田委員がおっしゃったように、例えば河川だとか、そういう水に関わるようなプロフェッショナルな仕事をしている人はある程度川がどうなっているのか知っているけど、ごく一般の人は川については殆ど何も知らないというのが現状なわけです。では、どうしたらよいかといったら、それも難しいなあと思います。

もう一方で、日本では、あらゆることのマニュアル化が進んでいます。ですから、学校で教えることというのは全部マニュアルに沿ってないと、聞いてないと言って開き直られるわけですね。ですから、ある程度それぞれの流域ごとに管理のマニュアルをつくって、わかりやすい形で伝えるということが必要になると思います。例えば、河川のわきにパネルを置くとか、そういう形で、ここはこのように保全しているのですよということをわかりやすい形で情報提供していく以外にはないのではないかと思います。今の日本の若い人が置かれている状況を考えていかないと、幾ら議論してもなかなか伝わっていかないような感じがするのです。ここで専門家の人が幾ら議論しても、一般の人が感じる感じ方との落差がどんどん大きくなってしまおうというような危惧を私は非常に抱いています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私は、どうしたらよいかというのはいろいろな意見があると思いますが、私の近くの体験では、例えば私たちの世代は、琵琶湖で泳いだわけですが、やはりここ数年、子供の泳ぐ数がだんだん減ってきています。それは琵琶湖が汚れて、泳ぎに行っても汚いからプールで泳がざるを得ないという環境があるわけです。それから、子供の頃は小川で魚をとって遊んだわけですが、その小川が殆どコンクリートの3面張りに変わってしまい、入っても魚もいないし、遊んでも楽しくなくなりました。なおかつ、最近では殆どU字溝といえますが、川もふたをされ、それが道路になっている状態で、水にも触れられないし、川にも入れないという環境に変わってきているのですよ。大きな川も似たり寄ったりだと思いますので、その辺を変えていくというか、復元していく必要があるかなと思っています。

村上委員（琵琶湖部会）

先ほど西野委員がおっしゃっていた、昔がどうであったかは20代だったらわからないとか、実際体験してないとかそういうことも含めてですが、資料3-1の4ページにあるように、松岡委員が「失うものと得るものを両方考えていく必要がある」ということを前におっしゃっています。それを見ていく上でも、各河川の情報、できたら各河川の河口からの何kmくらいずつですが、それぞれにおいて、例えば治水、利水に関しては今まで構想を持ってらっしゃるけれど、そこにさらに人がどういう利用をしているのか、親水性がどうで

あるとか、あと周りの人たちから、その過去の変遷であるとか、そういったものをきちっと誰からもわかりやすいように整備する必要があると思っています。こういう形で評価軸を幾つもつくるというのが本当によいかどうかは疑問があるのですが、せめて過去がどうであったか、そして現在のその場所の状況をわかりやすくすることが大事だと思います。それで、できたらこれを河川管理者の方と住民の方とが一緒に造っていくという中で、相互理解もできるのではないかという気がしています。

井上委員（琵琶湖部会）

滋賀県民であり、納税者の立場でちょっと追加させて頂きたいのですけども、現在、国と滋賀県、大阪、京都が1,100億円を出して、利水、治水のためにダムをつくるという決定をされているわけです。例えばその費用を、各県も国も半分出せばよいということにして、そのお金で30年、50年先は川はこんなに豊かになる、こういう琵琶湖になるのだといえる方法が何かないのかということもこの場での論議の中に入れていって欲しいと思います。少しでも経済的で、なおかつ40年先のためのものを検討して頂きたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

いくつかの内容について、具体的な意見が出ました。それらを合わせて一般的・抽象的に言いますと、各問題に関して、つねにそのオルタナティブを具体的に提示して、それらを皆で考えることをはっきり出すべきだということですね。

井上委員（琵琶湖部会）

そうですね。しかし、もう1,100億円と決定されているわけです。大阪も京都も滋賀も国も金を出すということが決まっているわけです。ですから、金額は半分でよいとして、そのかわり、ダムはこういう形で小さく造るとか、ほかの川をもっと豊かにする方法を考えるという形で何か論議をしていかないといけないと思います。私は滋賀県人です、せっかく京都も大阪も金を出しているのですから、それをしっかりと受け止めていかないといけないと思っています。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今の井上委員の意見ですが、まだ決まってないのではないのですか。

井上委員（琵琶湖部会）

そうですね。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。ここでその議論をしていました。

井上委員（琵琶湖部会）

琵琶湖の水位を6cm上げるために、大阪ではこれだけ水位を上げないといけないのですからということで、そのための予算は組んでおられると思います。現実あるかないかはわかりませんが。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

これまでもそういった費用は当然使ってきたし、当面の経費としては当然予算化されていると思うのだけど、ダム本体をつくるお金をこういう形で出しましょうというところまでは私は決まっていなと思います。

井上委員（琵琶湖部会）

そうですか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。ですから、ここで具体的に議論していくべきかと思います。

井上委員（琵琶湖部会）

出す意志があるということは思っていました。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。ですから、私はそういう理解で参加しているわけです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

その手続といいますか、法的な話について少しご説明しておきますと、丹生ダムについてはいわゆる実施方針といいますか、法律的な手続ではこういうダムをつくらうということはすでに決まっております。河川整備計画の議論の中で、必要性、緊急性がはっきり位置付けられたら、これから本体の造成に入っていきますということになりますし、そうでないときには計画の見直しもあるということです。考え方の整理として申し上げておきます。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

「2-4.河川に対する意識」というのが何で資料3-2の6ページのところに入っているのかなというのを先ほどからずっと考えています。並びが悪いなと思います。先ほど部会長に、これは河川に対する意識を向上させるためにここに入っているのですかということと言ったら、いや、そうではないということでした。これは、皆さまが河川に対してどういう意識を持っているかという議論だということでありました。それで先ほど倉田委員から河川に対する畏敬の念といいますかね、或いはこういう状態のときに川を見ると感動を覚えるとか、そういう言葉が出てきたのかなということで、恥ずかしい話ですけども、何となく理解しつつあります。そんなことです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

河川法が変わり、流域委員会が新しくできたとかの進歩は確かにありますが、このままではやはり駄目で、川というものを目的の並列ではなく、本当に総合的に考える方向に、さらに河川法を変えていく、その原動力の一部にもなる必要があるのではないのでしょうか。それも見越して、淀川水系についてはどのような河川整備計画が必要かが問われているわけだと思います。

しかし、委員会へ出されている一般意見の資料をご覧になれば、今ここで行われたような議論とは正反対のものもあることがわかります。木を植えてはいけない、全部芝生にしろというのもある。完全に3面張りに、直線の川にしなければならないのに、自分のところはそうならないから早くしろという意見もある。それらを論破しながら、総合的に考えていくことも、この委員会ないし部会の1つの役割だと思います。

「2-5.流域管理」、或いは「2-6.水循環・物質循環」へは全く入っていませんが、その前に少し休憩しましょう。

〔休憩 3:40～3:50〕

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、再開させていただきます。

今のところ、「2-4.河川に対する意識」を議論しています。それで、資料3-2のこの項目を見ますと、庶務にまとめてもらった上半部には、「人間中心に河川を操作するとの考え方から、水への信仰、畏敬の念を抱き」などとあるわけですが、先ほどの議論は、それをもう一遍くりかえしているようで、それに対する異論は出ていないように思います。

同様のことは、資料3-1の議論の枠組みイメージにおける基本的な考え方にもありますが、これについても異論は出ていないように思えます。従って、資料3-2にある「2-4.河川に対する意識」の「(1)これまでの意見」というところは大体、 、 ともに良いと判断してよろしいですか。

逆に言えば先ほどの議論は、資料3-2の「(2)今後、検討すべきと考えられる事項」に関してのものであって、そのうち例えば「学習の場としての川の位置付けと活用方法を考えて少しずつ進めていこう」ということが一致しました。河川整備計画の中でも考えていくべきだということになったと理解させて頂いて、例えば6ページは済んだとさせて頂いてよろしいものでしょうか。

松岡委員（琵琶湖部会）

「河川に対する意識」という部分がこのままずっと通っていってしまうと、例えば、今の川に親しむというような見方で先へ進めていくと、ちょっと間違いが起こりやすいのではないかと思います。

というのは、川1つであっても、川で生活をかけている、川で人間が生きることができ、そんな場所もあるということですね。ですから、今のように簡単に話を流されてしま

うと、そんなまとめ方がよいのだろうかという不安を感じます。そのレベルの深さによつたら、ひょっとしたらもう少し部分的にも琵琶湖、ましてや琵琶湖 100 何河川ある中で全部それが関わってきます。ここがずっと流れてよいのかなというのが、ちょっと不安を感じたのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

「河川に対する意識」にそういうことが入るべきだというご意見ですね。

松岡委員（琵琶湖部会）

はい。ですから、教育も大事ですが、「生きる」というところにも全部関わりがあるのでこちらも大事ではないかと思えます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

松岡委員、もう少し詳しく言って頂けませんか。例えば、その「生きる」というのは、何がどうやって生きる話でしょうか。見当はつくのですが。

松岡委員（琵琶湖部会）

もちろん、「人間が、魚を獲って生きている」という意味もありますが、川の中にいる生物も関わってきています。人間の都合で、川の形を勝手に変えていくことにつながっていかないのかと心配です。人間サイドで、河川1つを自由に変えていくような方向づけは簡単にできるような気がします。でも、生物には、その変化についていけるものもいるけど、ついていけないものもいます。これから生きていくのは人間だけではありません。もちろん、住民が生きるのも大切かも知れませんが、その周りに全部付随していることを見ると、その辺の大事さが少し見えてくるような気がします。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

例えば、人間の生産活動とか生活の場としての河川という意識がここに抜けているという意味でよろしいのでしょうか。

松岡委員（琵琶湖部会）

生活の場である部分もありますが、同時に、生物の生活の場でもあるということです。人間は、例えば川の流量がちょっと変わったら工夫をして、生きるすべは考えられるでしょう。しかしそれは、川の本来のあり方が変えられていくということでもあります。人間の生活さえうまくいけば、それでいいと感じられやすくなります。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

共存する場としての川みたいなことですね。

松岡委員 (琵琶湖部会)

そうです。「人間と生物が共存する場」として考えるとしたら、その部分も含めて、今私たちが真剣に考えてやる必要があります。人間の想いは言葉として表現しやすいですが、生物や川の立場からは何も言葉としては伝わってきてきません。私なら川で生活する人のこともこうやって言葉として伝えられますが、川の生物側の立場というものは、こちらから意識して酌み取るしか方法がないと思います。ですから、こちらから考えて動いてあげないと、川は自分たちの想いとは関係なく、姿を変えられてしまう。そんな傾向にないだろうかということです。

西野委員 (琵琶湖部会)

松岡委員のおっしゃっていることはすごくよくわかるのですが、言葉にするのが難しいです。やはりそれぞれの川にはそれぞれ歴史があって、個性といいますか、この川はこういう歴史があって、今こういう形になっているというものがあります。そこで生物も変わってきてはいるけど棲んでいるし、人との関わりというのもその歴史のプロセスの中でそれぞれの川が歴史を刻んできているのだといえます。そういうことを尊重して、例えばそれぞれの河川の整備方針を考えていかないといけない、平たく言うと、そういうことでしょうか。

松岡委員 (琵琶湖部会)

はい、そうです。

西野委員 (琵琶湖部会)

実はそれが一番難しいことです。琵琶湖でもそうだと思いますけど、多分きっちり個々の湖岸の歴史を見たら、この100年間の間にかなり大きく変動しているわけですね。それはそれぞれの地域ですっと追いかけていかないと、どういう変化が起こってきたかというのがわからなくて、例えば琵琶湖の湖岸にしる、川の存在にしる、本来どうあるべきかというのは100年くらい振り返ってみないと、なかなかわかりません。そういう意味では、それぞれの地域の固有性があるので、それを議論していくときには、恐らく資料3-1の<議論の枠組みイメージ>の中で「『寄りしむべし、知らしむべからず』とでもいうべき行政中心の整備設定」から「住民が知恵を出し、それを行政が推し進めるかたちの整備設定」とか、そういう転換後のいろいろな視点と一緒に、住民、実際そこで研究している人だとか、そこで生計を立てている人も一緒に、それぞれの河川で検討していくべき事柄だということだと思います。

それからもう1つ、またもとに戻りまして、議論の展開の仕方ですけども、先ほどからずっとひっかかっていたことは、最初に<議論の枠組みイメージ>というのがあって、川那部部会長の方からこれでよいですねと言って検討項目に入ったわけですが、それぞれの検討項目と最初の<議論の枠組みイメージ>との間のフィードバックが殆んどないまま議論されています。それぞれの検討項目が最初の枠組みにどのように関連するかということこ

るで議論していかないと、最初の枠組みでこういうことを議論しましょうと言ったのに、またもとに戻れないのではないかなと思いますので、これからの議論につきましては最初の議論の枠組みとの関連の中で議論をしていったらどうかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

後の方のご意見で言いますと、例えば今の「河川に対する意識」というところに関しては、「枠組みイメージ」のどこへどのように戻ったらよいものでしょうか。

すみません、その前に。松岡委員のおっしゃったのは、こう考えることにもなるでしょうか。自然の歴史を考えて本当に長期的な目標設定として物事を考えていくとすると、人間が過去にどういうやり方で自然と接してきた、それによって相互関係がどうなったかということ踏まえなければならない。そうではなくて、今の刹那的な形での生活だけから物事を考えるとすると、それはかなり間違ったことが起こってくる。人の仕事というのは、本来、自然或いは生き物と一緒に生きてきたということで、その仕事の意味を問い返さなければいけないということでしょうか。

松岡委員（琵琶湖部会）

一番わかりやすいのは、今ここで川1つ考えるのも、一緒にやっていく、一緒に生きていける方法をまず創り出してもらわないと、どうも人間だけの視点で話が進んでしまっているような気がします。人間が中心なのかもしれませんが、ダム1つでも今は何か必要性があってという形で皆さま論議されていたみたいですけど、失うものが大きいところを見ると、ちょっとその辺のスピードを鑑みることも必要かと思います。

このままいくと、この延長線上でずっと既に進められていますから、もうちょっと目線が下げられないかなと思います。これは川から全部つながっている話ですから。

西野委員（琵琶湖部会）

今の戻る話でいうと、具体的な方向というのはなかなか難しいと思いますけど、基本的な考え方でいえば、河川に対する意識については、今先ほど言いました「住民が知恵を出し、それを行政が推し進める形の整備設定」と「自然の歴史を考えた」という部分に対応するのではないかと思います。

そうしますと、例えば資料3-2の6ページでいったときに、「河川に対する意識・関心の涵養、総合的な学習の場としての川」はよいと思いますけど、「自己責任について」というのが、どのような意味で出てきたかわからないのですけども、何に対する責任かとか、そのところをちゃんと議論しないと、何をするのがはっきりわからないという感じがします。「河川に対する意識・関心の涵養、総合的な学習の場としての川」と「価値観の変化への対応」はそれでもよいのかも知れないなと思いますけども。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

では、そこをちょっと議論しましょう。西野委員は、「自己責任について」はやめてし

まった方がよろしい、或いはこういう意味での自己責任ならないほうが良いが、違う意味の自己責任であればよろしいということでしょうか。

西野委員 (琵琶湖部会)

ですから、どうしてこれが出てきたかは、私は存じませんが、例えば河川の利用をしたときにそこで事故が起こるとか、遊んでいたときに事故が起こるとか、そういうのは自己責任と言ってもよいかも知れないですけど、そのほかで自己責任ということの意味というのはよく理解できないのです。例えば、4WDで川へ入ってくるのは自己責任で勝手にやっているかと言ったら、やったことは自然に対してすごく負荷はあるけれども、やっている人間は全然責任感がないわけですよ。ですから、そんなことを言ってもあまり意味がないのではないかと思います。

小林委員 (琵琶湖部会)

それでは、少し、自己責任について言いたいと思います。先ほど寺川委員は、例えば環境学習なり教育なりの部分で子供たちがそういう川、或いは琵琶湖に接することができないのは水質の問題であるとか、川にふたをしてしまうということが原因であるという話があったのですが、その意見は実状とは懸け離れており、実際の教育の現場に立っている先生たちからすれば、万が一事故を起こしたらという理由で行けない部分が実際には殆どです。これは、私が教育現場に入ってよくよく思い知らされていることです。ですから、西野委員が言われたように、万が一、子供たちが川で溺れたとか、けがをしたというところ、少なくとも、河川に対する意識のところでは自己責任をとということでは入れておいて欲しいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

川も含めて、自然は基本的には危険も伴う存在で、危険も含めたものとしての自然こそ、実際に存在しているものであり、それこそがおもしろいのだ、ということ、ちゃんと理解せよ、というのが今の小林委員のおっしゃっている意味ですか。

小林委員 (琵琶湖部会)

はい。そこに責任もとらなければいけないという、その責任の部分を入れておかないと、この河川に対する意識という項目を全うすることができないのではないかなと思います。

西野委員 (琵琶湖部会)

自然は危険な存在であるから、個人が利用するときには、危険な存在であることを十分承知した上で利用しなさいという意味での自己責任ということでしたら理解できます。ただ、ある程度の情報提供というのは必要です。自己責任と情報提供というのは裏腹なものですから、ここは危険だとか、ここは安全だという情報だけは、最低限の情報は提供していく必要はあると思います。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

今の西野委員の意見に加えて、これは洪水とか、そういったものも含めての話ではなかったでしょうか。例えば、ここはこれくらいの出水があると、これくらい浸かりますから、そこに住むのであればそれなりの防衛手段をして住みなさいという意味もあったのではないのでしょうか。はっきり覚えていませんけど。

小林委員（琵琶湖部会）

私は、申し訳ないのですが、今まで会議にあまり出ていなかったものですからその点はわかりませんが、ここだけを見ますと、少なくとも大きな項目は、「2-4. 河川に対する意識」というところですね。今、江頭委員が言われたところは、整備にかかわっての部分の話であるが、それも自己責任ということになるということですね。ここはあくまで「河川に対する意識・関心の涵養」とか、そういうものをどうするかが検討事項となっています。そのを受けて自己責任のところを入れておくのでしたら私はよろしいという、そういう意味で言わせてもらったのです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私も小林委員のおっしゃっていることは同感するところがあるのです。ただ、川で事故が起こったからあなたの責任ですよということはちょっと問題があるのではないかなと思います。川が本当に大人も子供も含めて親しめる川なのか、その中で起こった事故について、もちろん引率していた人の責任部分も全くないというわけではないですが、そこで遊んでいた人の責任もありますよということは、ある意味では明確にしておかないといけないと思います。これまで遠ざかってきた過程の中では、確かにもし事故が起こった場合は、例えば親御さんが先生に責任を問うということはよくありますから、そういう意味ではこういった部分は一応入れておいた方がよいだろうと思います。

井上委員（琵琶湖部会）

これは、前の話のときは、河川のこの部分は洪水になるかわからないよというのを承知の上で住むとか、そういうことの自己責任だったと思いますけど。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

江頭部会長代理が先ほどおっしゃったような意味であるということですね。

井上委員（琵琶湖部会）

はい、そうです。ですから、情報公開することが前提となります。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

自己責任はなかなか重要な問題ですね。それも含めて、こここのところはこうなるでしょ

うか。河川の整備は、自分たちで判断しながら、もちろん行政を批判しながら、自分たちで判断するもので、それが自己責任による自己判断だということです。

知恵を出すのは本来住民であるということ。洪水の問題などでも「絶対大丈夫だ」という、どこかから聞こえてくる天の声か何かにだまされて、危ないところにも平気で住んでいるような奇妙な状態がなかったとは言えないと思いますが、そうではなくて、ちゃんと自分で考えるということですね。川の本当の主人公は、住んでいる自分たち自身であるという意識を次々と作っていかねばいけないということでしょうか。当然、寺川委員もおっしゃったように、今すぐにはできませんから、少しずつ変えながら考えてくのだと理解させて頂いてよろしいでしょうか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

今のお話はそれでよいと思うのですが、松岡委員の続きといたしますか、この意識に対して議論が抜けていた部分があるのではないかと思うのです。それは、宗教活動の場としての河川とか、或いは文化遺産の一部としての、古都景観のような、そういう視点も少し意識の中に入れておくべきであろうと思います。提案です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

河川に対する意識というのは、決して自然科学的な意識だけではなくて、当然にそうですね。それは大変重要なことだと思います。

まことに申し訳ありません。傍聴の方がたくさん来て頂いておりますので、今日、いろいろ議論した部会の進め方自体がおかしいというようなことも含めて、意見を頂けますと大変ありがたいと思います。いかがでしょうか。

傍聴者（田中）

滋賀県守山に60数年住んでいます。守山はご存じのように、野洲川のデルタ地帯、野洲川の左岸地帯で、穀倉地帯です。

子供の頃の話をしていしますと、田んぼや家がたくさんあり、人もたくさん住んでいますが、昔は水道もありませんから、殆どは掘り抜き井戸と申しますか、ドンドンとついて、井戸を出していました。それを飲料水とか、或いは農業用水にも使っていたわけですね。それが、滋賀県の大型工業用地の第1号ですか、今は名前が変わりましたが旭化成、昔は新日本窒素ですか、野洲川のそばにありました。そこが操業するに際して、今はつくっていませんが、昔はビスコースで人絹をつくっていたわけですね。人絹というのは、ご存じだと思いますが、製造にたくさん水が要るわけです。その水をどんどん上げて使っていました。従って、それが操業してから2、3年で干上がってしまったわけです。

だけど、最近聞いた話でびっくりしたのは、ビスコースをつくってない今も、同じ量の水を上げているということです。なぜかという、農業用水に使っているのだということで、我々のところに回ってこないわけです。

私が申し上げたいのは、先ほど話があったのは琵琶湖の水量の問題ですね、水質の問題

も入っていたと思うのですが、要するに表層水ですね。地下水的なことはどうなのかと思いました。地下水に関しましては、聞いてみると規制もないようですけど、地下水のことも考えていけないといけないのではないかと思います。上から降ってくる雨と違って、当然、地下水にかなりたまっていると思います。それが、どうも規制もないから、水を上げたい人はどんどん勝手に上げなさいということになっています。例えば地下水の分布がどうなっているのだとか、地下水をうまく使うということも、当然、ここで考えておくべきことと違うかなと、こう思います。

意見です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

当然に水の循環においては、地下水の問題も考えないといけないことです。

他にいかがでしょうか。

何かご意見はありませんか。お叱りを頂いてもよろしいし、今までのところで当然に議論すべきであったにも関わらず、抜けているというようなことがあるとおっしゃって頂いても結構です。今日の議論についてのお話をして頂ければ、最もありがたいと思います。

特にありませんか。それでは委員どうしの議論にもう一度入りたいと思います。

村上委員（琵琶湖部会）

先ほどの今後の議論の進め方について、私からも1つ申し上げたいことがありました。

休憩時間の中でも思ったことがあったのですが、今日やっている議論は、前にやった議論と重なっている部分がかかなりあると感じています。先ほど川那部部会長が、どんどん先へ進めてよいかとおっしゃったのは、多分、その辺の無駄を省きたいということだと思えますけども、私は基本的にそれには賛成です。実は大事なことは、一般論をここで議論することは、それはそれで大事だけど、その次の具体的な話をしておく必要が、というか、そのためにこの部会もあるのだと思うのです。

中間とりまとめというところで、基本的な考え方等を出すのでありましようが、琵琶湖部会として出す限りは、今まで見てきたことも含めて、琵琶湖全体をこういう形にしてい、もしくは河川整備計画を私ならこうつくるとい、そのくらいのもは出した方がよいのではないかと考えているのです。逆に言えば、河川管理者の方はそこまで期待されているのか、それとも、もうちょっと一般論でとめておいて欲しいと思ってるのか、そこだけまず、河川管理者の方にはお聞きしたいと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

前半の方は村上委員としては、もう少し具体的な議論に早く入った方がよいという意見ですね。

村上委員（琵琶湖部会）

まず、私はそう思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その前にいわゆる「河川管理者」に、こう思っているけど、よろしいかと、念を押しておられるわけですね。

村上委員（琵琶湖部会）

そうです。まず、それは確認しておきたいということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

念押しのようなので、黙ってらっしゃるということも含めてご返答下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

今の議論の中では、取り敢えず、4月には基本的な方向性を出して頂けるということで進んでおりまして、我々はそうして頂ければと思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは村上委員、もう少し具体的な提案をして下さいますか。

村上委員（琵琶湖部会）

今まで、従来のように河川整備計画をわざと出さずに議論をしてきたとか、今までがどうだったかという資料を出さずにきたというのは、恐らく、河川整備計画自体のあり方も考えてほしいという意味だったと思います。それを取り敢えず、ここここは検討事項であるからといって委員会に投げて、あとは行政の方に皆考えて頂くというやり方では、私は不十分ではないかという気がしているのです。

但し、そういう提案をしていくにあたって不足しているものが今2つあって、1つは、今回の河川整備計画は、国及び河川管理者として作られるものになるはずなので、ほかの計画との調整については今の段階では議論ができてないし、例えば、国としてこうしていきますと言っても、一般、例えば他の市民団体等との議論が十分できているかということ、私そうではないと思っています。

もう1つは、今まで河川管理者の方からは、河川のどの辺が治水の危険度が高いとか、そういうデータを出されているのですが、環境の方でどのくらい出せるかということ、そこまで細かいデータは殆んどないわけです。では、トータルとしてどこまで具体的に出せるかということ、非常に難しいところがあるのです。次に、琵琶湖全体として考えたときに、前回、川端委員の方からも、丹生川ダムくらいは残したらよいのではないかという話もありましたが、そういうことも含めて、ポンチ絵くらいのものかも知れないけれど、みんな思っていることを出した方がよいと思うということだけ申し上げておきます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ちょっとわかりにくかったのですけれど。

初めの方の他の計画との調整などの問題は、いろいろなところに聞くことが必要なわけですが、それを委員会ないし部会でやった方がよろしいというお考えですか。つまり、河川整備計画の原案を出す「河川管理者」が、中間とりまとめ以前に、或いは河川整備計画原案提出のときに、そうするべきだというご意見ですか。

村上委員（琵琶湖部会）

それは河川管理者でやって頂くべきものだと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういう意味では、初めの方は行政間の問が中心で、いろいろな住民の意見をどう聴くか、或いは聴く内容かという問題ではないという意味ですね。

村上委員（琵琶湖部会）

そうですね。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それから後の内容ですが、具体的な問題について議論をしてはいけないことはないので、むしろ是非、例としてでも具体的なものを出して議論をしたいと思っています。

私は、この次くらいに、各委員が、河川整備計画というものに、総論としてこういうものは書いていくべきだというのを、レポートにして出して頂こうかという気を、今起こしています。村上委員は、賛成なさいますか。

村上委員（琵琶湖部会）

私はそう考えています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは、次の部会あたりに、その点に対してお諮りをいたします。つまり、河川整備計画に琵琶湖部会として、どういうものを入れるべきか、議論したいことをまとめて書いて頂くことを諮りますので、お考えをまとめておいて下さい。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今の確認ですけど、このレポートというのは具体的でないものについてですか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

具体的というのはどういう意味ですか。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

例えば、丹生ダムについてはやめるべきだとか、つくるべきだとか、こういうことまではいかないということですか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

書いて頂いて結構だと思います。具体的な問題についての、良いか悪いかという判断をともなう議論は、5月以後になると思いますが、具体例としてはむしろ出てきたほうがよいと思います。

西野委員 (琵琶湖部会)

今のご提案ですけれども、戸惑ってしまうのは、いろいろな考え方とか、いろいろなレベルがありまして、ある程度のたたき台がないと考えにくいです。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

たたき台は既に資料3-1と3-2にあると考えて頂けませんか。そのオルタナティブはもちろん、私なり誰何なりがまず書いて出せというものですが。

西野委員 (琵琶湖部会)

確認ですけれども、要するに、この検討項目の総論のこの順番で書けと、その順番でというようなイメージをお考えですか。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

いいえ、そうとは限らないと思います。「たたき台がない」とおっしゃったから、例として挙げただけです。

それでは審議事項の「4.住民意見の聴取・反映方法について」のところに、入らせて下さい。

庶務から報告して下さい。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

[省略：資料4-1、資料4-2の説明]

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

前回やらせて頂いた試行の会の内容は、参加して下さった方はおわかりですし、それ以外の方は資料を見て頂きたいと思います。

アンケートでは、平日の昼間にやるのがよいというご意見が多いようで、参加者の発言時間は十分であるというのと、もっと長くせよというのが半分ずつくらい、つまり、3分でも一応は大丈夫のような形です。

淀川水系流域委員会全体としては、話したい内容の投稿を頂き、淀川部会と猪名川部会

では、部会の委員が発表する人を選ぶやり方をとりました。12月21日は琵琶湖部会独自で意見聴取をやったのですが、委員会全体の応募意見集を頂きましたので、淀川部会、猪名川部会と同じように、意見集の中から幾つかを選んで、お話をして頂くというのはいかがと思います。

また発表時間は、3分でよいという方もあるのですが、せっかくですので今度は5分くらいお話を頂き、それに対して質問をするというやり方はどうでしょうか。そうなりますと、せいぜい10人くらいになるかと思います。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

ちょっと質問したいのです。このアンケートは50名の回答がありましたね。回答をなさった方の職業とか団体名とか、こういう分類はできていますか。

庶務 (三菱総合研究所 新田)

年齢とか職業とかを聞いていたかどうかはわかりません。一応、会社、団体名、ご住所辺りは聞いてはいます。ただ、書いて頂いているかどうかというのは、今、手元に資料がないので明確なお答えはできません。

寺川委員 (委員会・琵琶湖部会)

わかりました。

ただ、私が感じたのは、先ほど川那部部会長がおっしゃったように、平日の昼間がよいということですが、当日115名が参加なさって、そのかなりの数は行政関係者だったと思います。ですから、このアンケートは、一般の市民が50名回答なさって平日がよいというのであればわかるのですが、もし、殆んど行政関係者であれば、このアンケートで平日の昼間がよいとは言えないし、私は以前から言っていますように、むしろ土日とか、或いは平日であっても6時頃からやるべきであるということを言っていますので、その辺を分類して頂きたいと思います。

川那部部会長 (委員会・琵琶湖部会)

確かにそうですね。うかつでした。日時は考えましょう。

実施場所は大津周辺がよいという方が多いのは、この前やったところが大津だったための偏差かと、これは気が付いていたのですが。

それでは、次回、10人くらいの方にやって頂くということによろしいでしょうか。

村上委員 (琵琶湖部会)

私も一通り読ませて頂いて、やはりゆっくりお話を聞きたいなと思う人がいます。人によっては、長くお話を聞きたいなと思う人もいるのですけども、一律5分というのはどうかと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

わかりました。ここで議論をしている時間がありませんから、後で私が、村上委員からさらにご意見を聞いて考えさせて頂きたいと思います。10人くらいというのはよろしいですか。

では、今から選んで頂くことにいたしますが、昨年12月21日のときは、発表して下さる方に委員から質問をするということだけでした。あくまでも試行ですから、違うやり方をした方がおもしろいので、委員と少し議論をすることも、今度はやってもよいのではと思っております。

時間がなくて申し訳ないのですが、A4の1枚の資料「琵琶湖部会意見発表候補(50音順)」(資料番号なし)があります。たたき台として、私がまず30人くらいの名前をずらりと並べたものです。

部会長代理の江頭委員に、8ないし10人くらい選んで下さいとお願いして選んで下さったのが、番号のところに横線の入っているものです。私が選ばなかった3人も含まれています。

ここに挙がっている名前でも、そうでなくてもよろしいので、誰と誰を呼ぶべきかという意見を、ぱっと出して頂けませんか。ご都合のつかない方もあるでしょうから、少し余分につくりまして、最後は私にお任せ頂きたいと思います。

村上委員(琵琶湖部会)

チェックしたものを家に置いてきてしまったので、今すぐにお答えできません。今日、帰ってから送ろうと思っていたのですが、今日、いきなり推薦者を聞かれるものとは思っていませんでした。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

数日のうちに決まるなら、結構です。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

169番の松本登美子さん、「草津川跡地の自然文化圏化」をお願いしたいと思います。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

私はこうやって短冊を入れて、全部読ませて頂いたのです。その上で、人を見ないで中の文章だけで、試験の点をつけるみたいにして全部読みまして、それで、3けたの番号だけで22名になりました。リストをつくって、それを庶務に送ってあるのです。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

まだ受け取っていません。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

そうですか。それを見ていると、ここに上がっているのは違いがあります。今、22名がこの中に入っているかどうかチェックしたらよいのですが、

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

22人というのはどうにもなりません。もう少し絞った数にして下さい。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

そうです、絞らないといけません。絞るためには、私みたいに読んで、いろいろなリストアップなさるだろうからということで、多目に出したのです。10名くらいだろうと思っていたのですが、多目に出したのです。それだけのことです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今から、何人かを選んで出して頂けますか。村上委員のこともありますから、明日でも結構です。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

出せます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

村上委員は何人くらい出してこられる予定でしたか。

村上委員（琵琶湖部会）

10人くらいだったと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

すみませんが、10人というと、それ全部とるかということになってしまうので、もう少し減らした形で考えて下さい。

松本さんのご推薦はありましたけども、ほかにはありませんか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

113番の水と文化研究会の「暮らす環境の見つめ直し」というのは、生活との関わりでは、よいご意見があるのではないかと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

申し訳ありません。今日決めるとは事前に申しませんでしたので、2、3日のうちに、2、3人程度を庶務にご連絡頂けますでしょうか。申し訳ありませんが、その中から選ぶのは、江頭部会長代理と私にお任せ頂きたいと思います。

2月19日の第10回琵琶湖部会の時に開くわけですが、先にお聴きした方がよいような

気がします。そこで午前中にこれをお聴きして、午後を会議にしてはと思いますが、よろしいでしょうか。

ところで、12月21日はまさにふつうの公聴会のやり方で、集まって頂いて、お話を承りました。次回も同じく、集まって頂いてお話を承る、ただし、質問だけではなくて、議論をすることを増やします。しかし、河川法による住民意見の反映については、それだけで適当であるかどうか、私は疑問を持っておりまして、そういう点で、庶務がこの裏に書いて頂いたのは大変おもしろいと思っています。

以前、村上委員から、Bの「委員によるインタビュー型」を、外へ調査に行ったときなどにはやってみてはとの意見をいただきました。その他、どういうやり方があるかを考えて頂きたいと思います。

それから前回までは、閉会後に「ご飯を食べるので、どなたでも来て一緒にしゃべって下さい」と申し上げたのは、個人的な聴取の試みの試みのつもりでもありました。しかしながら、今反省してみますと、あることについて議論をするというよりは、どちらかといえば非常に一般的なご意見を頂くことに終始したように思います。

今回からは特定のことにについて議論することも始めたいと思い、あえてホームページその他で、今日の晩に私個人としてそういう試みをさせて頂くことを流しました。ご参加頂ける方があればありがたいと思います。

前にも申したかも知れませんが、漁師の方にお魚のことをお聴きするときでも、やはり現場へ行ってお聴きしないと、なかなかしゃべって頂けないということもありました。また、ここに来て頂いている方に大変失礼な言い方ですが、熱心に来て下さっている方以外、普段川に対してそれほど関心のない方は、本当はどう思ってらっしゃるかというのも、反映には必要なことだと思います。そんなことも含めて、どういう聴取の仕方があり得るかということについて、アイデアがありましたら、頂きたいと思います。

今日の途中で、総論の部分について、少しずつ議論をした方がよろしいというのが皆さまのご意見でしたので、次回からそういう方向でさせて頂くつもりです。この点についても委員の方、ご意見があれば、是非頂きたいと思います。どなたかご注意を頂くことはありますか。

小林委員（琵琶湖部会）

これから先、私、どの程度出席できるかわかりませんが、これまで、2回出席させて頂きまして、後半の議論のような、形式的なというかこの会の運営については、議論を尽くす時間はとってほしくないなと思います。逆に、本筋のところ、委員同士の議論をする時間をできるだけ増やして頂けたらというのが、司会に対するお願いとして申しておきたいということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

部会ですから、委員が議論をするのが一番中心だということは、まさにその通りだと思います。是非よろしく願いいたします。

11月にひいた風邪がまだ続いていて、大変ぼけておりまして、司会進行がうまくまいりませんでした。お許し下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、資料5につきましては、運営会議の報告ですので、ご覧頂きたいと思います。資料6につきましては、先日の部会での委員からのご指摘に対応する琵琶湖工事事務所からのご提供資料ですので、ご覧頂きたいということです。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

資料6についてですが、特にご説明しませんが、前回、時系列の資料をお出ししましたときに、出典、或いは、見ただけではどこからどういうデータを確保したのかというのがわからないものがありました。その部分に注釈を入れたもの、或いは、どういったところにアクセスすれば入手できるかというものをまとめたものです。以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。書いてありますようにこれは、前回の資料5-1の、いわば付表です。

庶務（三菱総合研究所 新田）

庶務からの報告は以上です。それでは、これをもちまして、第9回琵琶湖部会を終了させて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

以上